

母子保健事業について

1 令和2年度の実施状況

(1) 宿泊型産後ケア事業

病産院の空きベッドを活用し、出産後の産婦と新生児を宿泊させ、助産師等の専門職により産婦の心身のケアや育児サポート等のきめ細かい支援を実施する。令和元年度より実施。

① 利用対象者の拡大

ア) 令和元年度 産後2か月までの産婦

→ 令和2年度 産後120日までの産婦

イ) 「原則、初産の産婦」を「初産、経産を問わない」とした

② 非課税世帯の自己負担の免除

令和元年度 2,500円/日

→ 令和2年度 0円/日 に負担額変更。

(2) 多胎児家庭支援事業（移動経費補助）【新規事業】

多胎児家庭の状況を把握し困りごと等があれば必要な支援につなげることを目的とし、専門職等が面接を実施し、乳幼児健診や母子保健事業等の利用の際の移動経費等の補助を行い、経済的負担の軽減を行う。

① 令和2年9月補正予算により11月開始。

② 板橋区は、年間約30～40組の多胎児の出生あり。

③ 今年度は、令和2年4月1日に0歳、1歳、2歳児の多胎児がいる世帯に、「こども商品券（24,000円分）」を配付。

④ 対象者には、制度のご案内と申請書を個別通知している。また、多胎児の妊婦面接、新生児訪問指導時にも周知するほか、広報、ホームページに掲載した。

(3) 板橋区新型コロナウイルスに感染した妊産婦に対する寄り添い型支援事業【新規事業】

新型コロナウイルスに感染し入院等を経て在宅で過ごす妊産婦のうち希望する方に、健康福祉センターの保健師による定期的な家庭訪問、面接、電話相談で様々な不安や悩みを傾聴し、妊産婦に寄り添って、健康管理や

育児に関する助言等を行う。令和2年9月10日開始。

2 令和3年度に向けて検討中の事業

【訪問型産後ケア事業】

母子の居宅において、母親の身体的な回復と心理的な安定を促進することで、母親自身がセルフケア能力を育み、健やかな育児ができるよう支援する。実施内容は、助産師が家庭訪問し、母親の身体的ケア及び保健指導、母親の心理的ケア、乳房ケア、沐浴指導等。

令和元年度より実施。

→令和3年4月の改正母子保健法の施行に鑑み、対象期間を「産後120日まで」から「産後1年まで」に延長する。

※ なお、次項については、令和2年第二回健康福祉委員会で報告済み。

①「4か月児健康診査」の個別健診化（板橋区医師会ほか委託）

②妊婦面接時に配付している育児パッケージに上乘せの「こども商品券（1万円分）」を配付

③妊婦へのマスクの個別配付